

＜対策のポイント＞
飼料生産が可能な土地を最大限に活用し飼料生産面積を拡大させ、効率的な飼料生産を実現する担い手を強化するとともに、飼料の単収向上を図る取組を支援することにより畜産農家が安心して家畜の飼養管理に邁進することを可能としつつ、国産飼料増産を図る取組を支援します。

＜政策目標＞
飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]

＜事業の内容＞

1. 土地利用推進型

① 耕畜連携推進
耕畜連携による飼料作物の供給・利用の拡大のための調査・支援体制の整備や、畜産農家等が耕種農家等に飼料分析等の情報を提供する取組を支援します。

② 放牧等活用強化
公共牧場における飼料作物の生産・外部供給体制の強化を図るとともに、公共牧場等の放牧地、耕作放棄地等を活用した放牧の拡大を図る取組を支援します。

2. 担い手強化型

① 飼料生産組織等の作業能力向上等の支援
飼料生産組織等が取り組む、飼料の生産・販売や作業受託の拡大などの運営強化・新規参入、飼料生産の効率化・省力化を支援します。

② 人材確保、免許取得や技術習得等の支援
人材確保・育成に必要な免許取得や研修会の開催等を支援します。

3. 単収向上型

① 「飼料増産計画」に基づく飼料作物の増産等
立地、気候、土壌条件等に応じた飼料作物の増産計画の策定、飼料作物の安定生産や生産性向上を図るための技術導入等を支援します。

② 飼料作物優良品種の利用促進
優良品種種子の確保と技術指導等による迅速普及を図るとともに、飼料作物種子の国内備蓄体制の構築等を支援します。

4. 環境配慮型
温室効果ガス削減飼料の効果や畜産物の品質への影響等のデータ収集・分析等の取組を推進します。

（関連事業）整備事業
公共牧場の機能強化のための施設、国産飼料の流通拠点、放牧のための施設の整備を支援します。

＜事業の流れ＞

国

定額、1/2以内

全国団体

定額、1/2以内

協議会等

定額、1/2以内

畜産農家等

(1の①の事業)

定額、1/2以内

民間団体等（地方公共団体、一般社団法人、JA等を含む）、協議会、生産者集団等、畜産農家等

(1の②、2、3の事業)

＜事業イメージ＞

2. 担い手強化型

飼料生産組織等の作業能力向上

作業受託・飼料供給

畜産農家

1. 土地利用推進型

放牧の導入

放牧の利用推進や条件整備を支援

耕畜連携

耕種農家

耕畜連携の体制整備等を支援

転換

飼料作物（青刈り・子実用とうもろこし、牧草等）

飼料の供給、たい肥の供給、飼料分析等の情報提供

家畜の預託

飼料供給

公共牧場の「飼料生産基地機能」及び「家畜預託機能」の強化を支援

公共牧場の活用強化

3. 単収向上型

「飼料増産計画」に基づく飼料作物の増産

転換後の収穫期

イメージ

6月	OG：1番草
7月	TY：1番草
8月	OG：2番草
9月	TY：2番草
	OG：3番草

(注)OG:オーチャード、TY:チモシー

子実用とうもろこし等の実証・生産モデルの確立を支援

飼料作物優良品種の利用促進

種子供給

種子の備蓄や優良品種の普及を支援